

2-2 出会い系サイト (サクラサイト)

1 メッセージの交換にポイントが必要って・・・



A子さんはSNSで、若くて格好いい医者と連絡を取り合うようになりました。プロフィール写真はモデルのようです。男性から「A子さんと話していると楽しい。会って、悩みを聞いてほしい。セキュリティのしっかりしたサイトに招待するからそっちで話そう」と言われたので、A子さんはそのサイトに登録をしました。

やり取りをしていると、サイト業者から「無料ポイントが無くなったので、SNSの利用を続けるにはポイント料を支払ってください」とメールで通知があったので、A子さんは男性に「お金がかからない方法で連絡を取り合いたい」とお願いしました。すると男性は「分かった。無料のSNSのアカウントを取ったら知らせる。会ったときにポイント代は全額支払うから、ひとまず支払っておいて」と言われたので、やむを得ずポイント5,000円分を課金しました。数日後、男性から「無料SNSのアカウントを取得したが、職場に流出してもう使えない。やっぱり直接会おう。場所と時間が決まったら知らせる」と連絡がありました。その後も何度もその有料サイトで、直接会う日についてのやり取りが続き、A子さんは課金を繰り返します。しかし、約束をしていざ会う日になっても「急な手術が入った。必ず埋め合わせをする」などと言われ、なかなか会うことができません。

怪しいとは思いつつも、ここで連絡を絶ってしまうと、立替えているポイント代が戻ってこないと考え、A子さんは次々と課金し、ついに3週間で課金額が20万円にもなってしまいました。

2 出会い系サイト（サクラサイト）とは

出会い系サイトとは、インターネットを通じて不特定の者が知り合う事を目的としたサイトのことで、遠く離れた人とも交流することができます。一般的には異性との出会いに利用されることも多いですが、一方で、実際に出会った見知らぬ人との間で、性犯罪やトラブルに巻き込まれてしまう危険性もあります。

これに対して、出会い系サイトを装い、やり取りの相手にサクラを使い、架空の人物を演じさせ、サイト利用料を支払わせるのがサクラサイトです。事例でも、A子さんが実際にやり取りをしていた相手は、医者ではなくサクラです。

表面上は同じ「出会い系サイト」でも、出会い系サイトと、出会い系サイトを装っているサクラサイトでは、仕組みも問題点も異なります。

3 サクラサイトの被害にあった場合

(1) サイトの利用をやめる

A子さんの事例のように、実際に会おうとしても、何かしら理由をつけて一向に会おうとしない場合、それはサクラである可能性が高いです。A子さんは怪しいと疑った時点で、サイトの利用中止を考える必要がありました。相手とのやり取りが続いていると、サイトの利用を途中でやめるのもったいないと感じるかもしれませんが、仮にサクラであった場合、このまま利用料を支払い続けても、実際に会うことはできません。

また、サイトの利用をやめようとする、サクラサイトの場合、相手から「お金を後でまとめて払うから」とか、同情心を持たせるために「〇〇さんから返事がこないと仕事が手につかない」などと言ってきて、引き留めにかかろうとします。これはサイト利用者に利用料を支払わせ続けるためのサクラの手口です。

(2) 被害を最小限に抑えるために

出会い系サイトなどの利用にあたっては、その性質上、利用したことを他人に知られたくないと感じ、やり取りの内容やお金を支払った証拠を廃棄してしまうこともあります。しかし、サクラサイトの被害にあったときに、これらは支払ってしまったお金を取り戻すための大切な証拠となり得ます。法的な手続きをすることも想定して、証拠にな

りそうなもの（メッセージやSNSでのやり取りなど）は残しておきましょう。

ただし、サクラとのやり取りは、そのサイト内でのデータなので、サイト業者が過去のメッセージをすぐに消去したり、利用者のサイトへのアクセスを禁止したり、サイトそのものを消してしまうこともあるので、出来るだけ早く保存（画面のスクリーンショットなど）をすることが重要です。

利用料の支払いも、インターネット上の代金決済は、クレジットカードや電子マネーなど、後述のとおり様々な方法があるので、どのような方法でいくら支払ったかを特定するためにも、支払った履歴を示すデータや伝票などが重要な証拠となります。

仮に証拠となるものを捨ててしまっていたとしても、諦めずに消費者センターなどに相談しましょう。解決の糸口が見つかるかもしれません。

また、一度メールアドレスやSNSのアカウントがサクラサイトを運営しているような詐欺的な事業者知られてしまうと、違う手を使って狙われる可能性があります（二次被害といいます）。そのような連絡が来ないようにアドレスやアカウントは変更した方がいいでしょう。

(3) 直接連絡をとろうとしない

サクラサイトの場合、やり取りの相手は詐欺的な事業者である可能性が高く、直接連絡を取ると、調査を理由に個人情報聞き出されて、それを悪用されてしまうこともあります。サイト業者は、利用料を支払わせるために、通信記録から利用者個人の住所や氏名、学校や職場などが特定されているかのように言い、利用者を不安に陥らせることがあります。直接連絡をとらないようにしましょう。

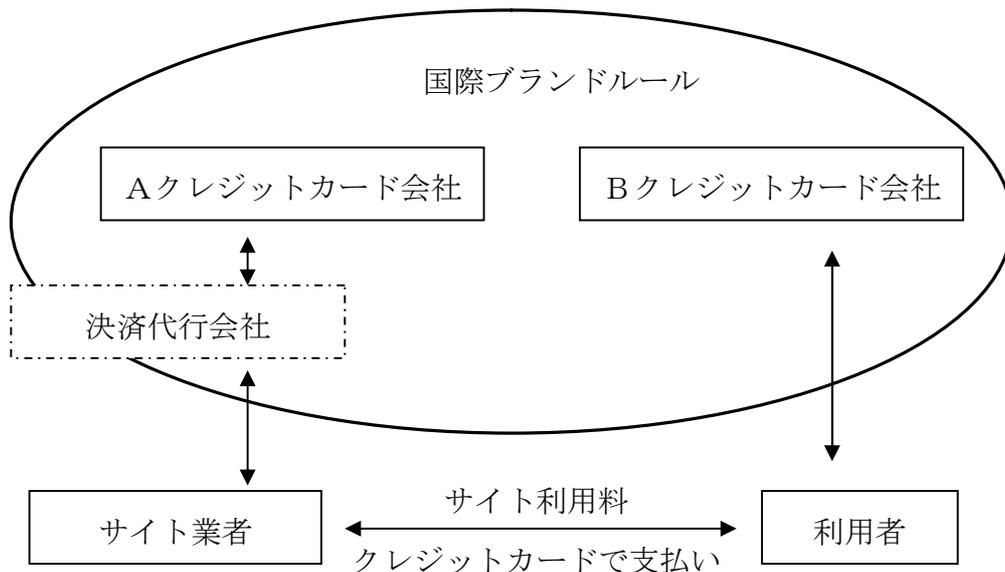
ネット上でのメッセージのやり取りに留まっている段階では、サイト業者が持っている情報は、会員登録時に提供した情報の他には、原則、利用者のIPアドレスとメッセージの内容だけです。IPアドレスやEメールアドレスから個人情報を取得するには、相応の理由（警察による捜査など）と手続きが必要となり、こうしたサクラサイト業者が利用者の個人情報を手続きにより取得することはまずないので、過度に心配する必要はありません。

(4) 被害回復

相手は詐欺的なサクラサイトなので、利用料を支払ってしまうと、その後に返金するように求めても、簡単には返してはくれません。既に支払ってしまったお金を取り戻すのは、原則難しいですが、場合によっては取り戻せることもあります。このとき、どの

ような方法で利用料を支払ったかによって、対応が異なります。

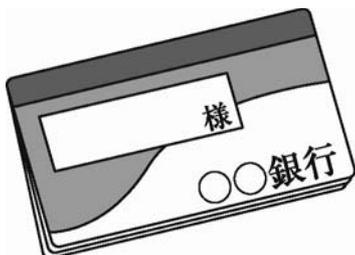
① クレジットカードでの支払いの場合



クレジットカードで代金決済したときの仕組みを図で示すと、利用者の持っているクレジットカードはBカード会社発行のものです。販売店が契約し、販売店に代金を支払うのはAカード会社です。Aカード会社とBカード会社は、クレジットカードの国際ブランドルールで提携をして、カード決済をしています。

しかし、事例のような出会い系サイトを装っているような業者だと、加盟店審査が厳しいAカード会社と直接の契約が出来ずに、実際には、さらにもう1社、Aカード会社と販売店（サイト業者）の間に「決済代行会社」が入っていることが考えられます。この決済代行会社が海外企業の場合もあり、サイト利用者が国内でカード決済をしたと思っても、利用明細は英語で表示され、ドル建てで計算されていることもあります。カードの支払いを止めるためには、この決済代行会社に交渉をしていくことになりますが、この場合、Aカード会社に、決済代行会社の会社名や連絡先を調査してもらい、情報提供してもらわなければなりません。通常、個人でこのような手続きや交渉を行うことは困難なので、消費者センターに相談するとよいでしょう。

② 銀行振込での支払の場合



銀行振込で利用料を支払った場合は、銀行名が分かっているので、そのサイト業者が詐欺的な組織である場合には、サイト業者の預金口座を法律の手続きによって直ちに凍結をすることが出来ます。

昨今、被害が深刻な振り込め詐欺の場合、詐欺グループにすぐにお金を引き出されてしまうのを防ぐため、すぐに口座を凍結することが出来る法律、いわゆる「振り込め詐欺救済法」という法律が定められています。サクラを利用した詐欺的なサイト業者に対しても、詐欺行為の被害者はこの法律によって口座凍結を求めることが出来ます。被害者自身が口座の凍結を行うことも可能ですが、その場合であっても警察や弁護士に相談した方がよいでしょう。

口座の凍結に成功すると、その口座の残高から、同じように被害にあった人たちと、被害金額の割合に応じて返金を受けることが出来ます。

しかし、詐欺的なサイト業者もこうした法律を知っているため、銀行口座に利用料が振り込まれると、すぐにお金を引き出してしまうこともあります。そして、サイト業者は、銀行口座が凍結されて使用できなくなると、他の銀行口座を新たに手に入れて利用することもあります。サイト業者名と利用料振込先の銀行口座の名義人が一致していなかったり、利用中に振込先の口座が頻繁に変更になるサイト業者には要注意です。

③ コンビニ収納代行によるもの



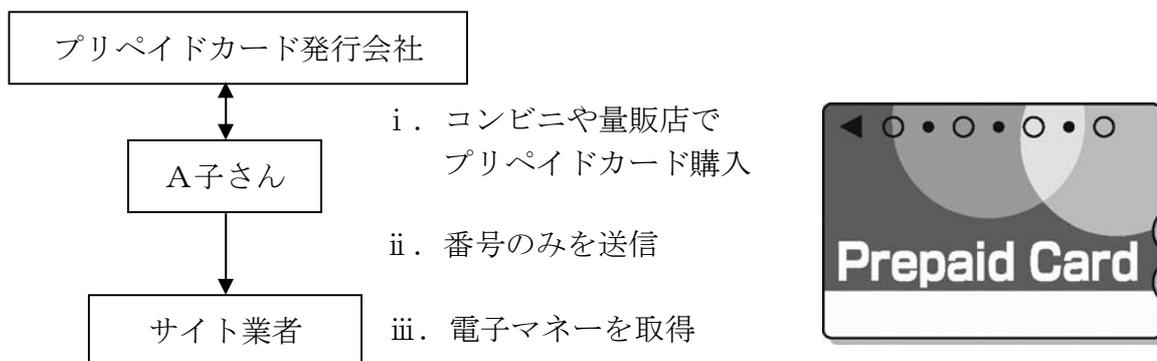
サイトの利用料を、コンビニで現金で支払いをする「コンビニ収納代行」によって決済する方法も多く利用されています。

利用者は、サイト業者に指定された支払番号・確認番号等をコンビニの支払い端末に入力して、発行される伝票を店頭のレジに提示して現金で利用料を支払います。これは、コンビニがサイト業者と直接契約をして利用料の受け取りを代行しているのではなく、コンビニとサイト業者の間に収納代行業者が入っており、コンビニが受け取ったお金を収納代行業者が回収して、収納代行業者がサイト業者に支払う流れとなっています。

もし、収納代行業者からサイト業者への支払いがまだされていなければ、この収納代行業者に対して交渉していくことになります。その際、支払いの控えなどが支払い内容（金額や時期）を特定する重要な証拠となります。もし、支払いの控えなどを廃棄してしまうと、サイト利用者の具体的な支払い内容や、交渉相手となるはずの収納代行会社がどこなのかを調べようとしても、コンビニはサイト利用者個人のことやサイト業者を把握しているわけではないので、コンビニに問い合わせても支払い内容は

調査できません。また、サイト利用者も、支払いの過程でコンビニ収納代行会社がどこの会社なのか意識しないことが多いと思われるので、収納代行会社がどこなのか、サイト利用者がいつ・いくら支払ったのかも分からなくなってしまう。

④ 電子マネープリペイドカードの不適切な利用によるもの



電子マネーのプリペイドカードには大きく2種類存在し、1つは、交通機関などで利用できるものに代表されるように、カードそのものに電子マネーの価値が保存されているものです。2つ目には、ネットショップなどで利用されるように、カード自体には価値は付与されておらず、そのカードごとに記載されている固有の「番号」を、そのショップのサイトで入力することで、そのカードに定められた金額分の買い物などができる仕組みになっているものです。

詐欺的な出会い系サイトの事業者は、利用者にこのような「番号」付きのプリペイドカードを購入させ、記載されている番号を送信させるという方法で利用料を支払わせるケースがあります。「番号」が分かれば、カードに割り振られている金額を、事業者も使用可能になります。もし、番号をサイト業者に教えてしまった場合、すぐにプリペイドカードの発行会社に連絡することで、サイト業者がその番号を使用するのを未然に防ぐことができる可能性もありますが、事業者はその金額分を使われてしまうと、被害額を取り戻すことは非常に困難です。このような方法でお金を支払うよう請求されたら注意しましょう。

4 出会い系サイトに関する法律

出会い系サイトを温床にした児童買春などの犯罪を防止するため、出会い系サイトを運営する事業者は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引(ゆういん)する行為の規制等に関する法律」(通称「出会い系サイト規制法」)によって、公安委員会に届出をする必要があります。出会い系サイトは、実際に見知らぬ人との出会いを仲介するサイト

なので、性犯罪などの事件に巻き込まれるおそれがあり、実際に出会えないサクラサイトとは危険の内容が異なります。

しかし、表面上、サクラサイトは出会い系サイトを装っているため、上記の届出をしていることもあります。匿名性の高いインターネット上での悪質なサイトは、相手を特定することが難しい場合もありますが、届出をしている業者であれば、情報が分かる場合もあります。

また、出会い系サイトはインターネットを利用した取引なので「特定商取引法」の「通信販売」にも該当します。通信販売は直接業者と会うことがなく、契約前には商品も実際に手にすることも出来ないため、消費者が誤解なく取引できるように、事業者は価格や取引条件、業者の名称や住所、電話番号など詳しく表示する義務を課しています。このような表示がきちんとされていないサイトの利用は危険です。

また、表示がされていても、レンタルオフィスの住所や、使い捨て携帯の電話番号などの場合もあるので、もっともらしい記載があっても絶対的に信頼できるものではないと認識することが必要です。

いずれにしてもサクラサイトの被害にあわないように注意すること、被害にあっていると気が付いたら、直ちに利用をやめ、被害を拡大させないこと。そして、証拠になるようなものを破棄しないことが重要です。

5 ケーススタディ

(1) 具体例

別の無料SNSサイトで、自分の好きなタレントのページにリンクを張って利用していた。すると、そのタレントから直接メッセージが届き、メール交換をするために、別のサイトに誘導された。1年以上、同じURLでやり取りを続けているが、途中でサイトの名前や振込先が変更されたが、タレントとはそのまま、やり取りをし続けることができた。タレントは事務所に内緒でメール交換しているため、サイト内でなければ続けられないと言う。すでにサイト業者に260万円も支払ってしまったが、だまされたのだろうか。

【出典】

国民生活センター：「詐欺的な“サクラサイト商法”にご用心！」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20120419_2.pdf

(2) 類似例

① 占いサイト

スマートフォンに「無料で占うので安心してください」というメールが来て、軽い気持ちで占いサイトに登録した。無料だったのは最初だけで、途中からポイントを購入しなければならなくなった。占い師の女性から、「あなたには私と同じ守護霊がついているから、絶対幸せにしてあげたい」と言われ、偶然持病が改善したこともあり、のめり込んでしまった。やめると伝えても「あと少し、終盤が見えています」などと引き延ばされた。借金をして250万円くらい使った。

【出典】

国民生活センター：「占いサイト 引き延ばされて利用料金が高額に」

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen277.html

② 仕事紹介を装った出会い系サイト

「在宅ワーク」と携帯電話で検索したところ、「男性から悩みを聞けば収入を得られる」という広告を見て、誘導されたサイトに登録した。メールの送受信は無料と書かれていたが、お金を受け取るにはポイント購入が必要と言われ、さまざまな名目でポイントを購入し続け、1週間で180万円にもなってしまった。

【出典】

国民生活センター：「詐欺的“サクラサイト商法”トラブルについて」

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sakurasite.html

6 確認問題

次の文の空欄を埋めてください。

- (1) 有料サイトを使用する際、サイト業者の情報で（ ）や（ ）などが記載されていないような不自然な業者には注意が必要です。

- (2) 有料サイトでは、そもそも利用もしていないのに利用料を請求されるいわゆる「架空請求」もあります。身に覚えのない請求がきた場合、相手に連絡をとると、確認や調査を理由に、名前や（ ）、（ ）などの個人情報を聞かれて、脅されたり悪用されることがあります。

7 発展問題

- (1) サクラサイトではどのような方法を用いて、利用者を信頼させたり、利用料を支払い続けさせようとしてくると考えられるでしょうか。

- (2) 詐欺的な有料サイトでなくても、つい夢中になってたくさん利用料を支払ってしまう課金サイトやアプリがあります。どのようなものが考えられますか。

- (3) 有料サイトのサクラをするバイトもあり、いつの間にかあなたが加害者になってしまう場合もあります。サイト業者のアルバイトに応募し、指示通り架空のキャラクターとなって利用者とメッセージをやりとりした場合で、雇い主が詐欺で捕まった際に、仕事でやむを得ずやった、といえ責任は負わないといえるでしょうか。